

手配旅行取引条件説明書面・契約書面

(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面)・(旅行業法第12条の5による契約書面)

1. 手配旅行 ご旅行条件

(1) このご旅行は、お客様の依頼によりクラブツーリズム株式会社(以下「当社」といいます)が手配する旅行です。

(2) ご旅行条件は、下記条件のほか、旅行日程表(コース表)、旅行条件書(または見積書)および当社旅行業約款(手配旅行契約の部)によります。この取引条件説明書は旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。当社旅行業約款はご希望の方は、当社にご請求ください。なお、当社旅行業約款は、当社ホームページhttp://www.club-t.com/ct/information/function/convenant/yakkan/03_tehai/からご覧になれます。

2. 旅行の種類

旅行は、日本国内のみを旅行する「国内旅行」と、それ以外の「海外旅行」とがあります。

3. 手配の代行

当社は、手配の全部または一部を当社と契約する他の旅行業者、手配業者、その他の補助者(以下「手配代行者」といいます)に代行せざることがあります。

4. 旅行のお申し込みおよび契約の成立時期

(1) お申し込みは、当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入し、下記の申込金を添えてお申し込みいただきます。

【国内旅行】(消費税込み)

区分	申込金
運送・宿泊機関等の複合手配旅行の場合	ご旅行費用総額の20%
運送・宿泊機関のみの手配の場合	1手配につき 1, 100円
観光・入場・食事・その他のサービス機関手配の場合	1手配につき 1, 100円
提携クレジットによるノーカーボン宿泊手配の場合	1手配につき 1, 100円

【海外旅行】(消費税込み)

区分	申込金
航空券とホテル等の複合手配旅行の場合	ご旅行費用総額の20%
ホテル・レンタカーの予約	1手配につき 1, 100円
現地交通機関(船舶・鉄道・バス等)	1手配につき 1, 100円
入場券・現地観光・その他のサービスの予約	1手配につき 1, 100円
国際航空券の予約発行	1件につき券面の20%

(2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金の一部(申込金)または全額を受理したときに成立します。また当社は、団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます)の代表者(以下「契約責任者」といいます)より旅行代金の一部または全額を受理した時点で、グループ全員に対して旅行契約が成立したものとします。ただし、申し込み時に各参加者が別々にお支払いになる旨を当社にお申し出いただいた場合を除きます。

※ 当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、カードにより所定の伝票への会員の署名なくして申込金または旅行代金の全額のお支払いを受けることを条件に旅行契約の締結についてのお申し込みを受けております(以下「通信契約」といいます)。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

※ 通信契約の申し込みに際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

※ 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

(3) 通信契約の場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が会員に到達した時点で成立します。

(4) 現地払いプラン等の場合、当社は申込金をお支払いいただくことなくして旅行契約の締結を承諾する場合があります。この場合、旅行契約はその旨を記載した「ご旅行引受書」等の書面を交付した時に成立します。

5. お申し込み条件

(1) 18歳未満の方が単独でご旅行される場合は、保護者の同意書の提出が必要となります。

(2) ご旅行に際し特別な配慮が必要な場合は、お申し込み時にお申し

出ください。当社はできる限り可能な範囲内でご要望におこたえします。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のため講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

(3) その他当社の業務の都合で、お申し込みをお断りすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

(1) 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等の運賃・料金その他の費用(以下「旅行費用」といいます)のほか、旅行業法でその収受が認められている旅行業務取扱料金のうち、下記の取扱料金をお支払いいただきます。

【国内旅行】(消費税込み)

区分	取扱料金
運送・宿泊機関等の複合手配旅行の場合	ご旅行費用総額の20%以内
運送・宿泊機関のみの手配の場合	1手配につき 1, 100円
観光・入場・食事・その他のサービス機関手配の場合	1手配につき 1, 100円
提携クレジットによるノーカーボン宿泊手配の場合	1手配につき 1, 100円

※ 同一施設に連泊の場合は1手配として扱います。

※ 運送の場合、往復の場合は2手配となります。

※ 手配のみの場合を含みます。クーポン発行のみの場合は無料。

【海外旅行】(消費税込み)

区分	取扱料金
航空券とホテル等の複合手配旅行の場合	ご旅行費用総額の20%以内
ホテル・レンタカーの予約	1手配につき 1, 100円
現地交通機関(船舶・鉄道・バス等)	1手配につき 1, 100円
入場券・現地観光・その他のサービスの予約	1手配につき 1, 100円
国際航空券の予約発行	1件につき券面の20%

※ クーポン発行のみの場合は無料。

※ 預約を伴わないバス券類の発行は無料。

※ 公演については、1項目1手配につき1件 1, 100円を申し受けます。

(2) 旅行代金とは、旅行費用および当社にお支払いいただく旅行業務取扱料金をいいます。旅行代金および当該旅行に係るその他の費用の合計額(以下「旅行代金等」といいます)およびその内訳は、旅行条件書(または見積書)に明示いたします。

(3) 旅行業務取扱料金は、お客様が依頼された運送・宿泊機関等が満員・満室等の理由で手配不能となった場合でもお支払いいただけます。

(4) 旅行代金は、原則として、旅行出発日の前日までに全額お支払いいただけます。これによらない場合のお支払い期日および方法は、「ご旅行引受書」等の契約書面に具体的に明示いたします。

(5) 旅行開始前、利用する運送・宿泊機関等に適用される運賃・料金等の変更、為替相場の変動等により旅行費用に増減が生じた場合、旅行代金を変更することがあります。

(6) 当社は、実際にお客様が要した旅行代金と既にお支払いいただいた旅行代金とが合致しない場合は、旅行終了後速やかに精算いたします。

7. 契約内容の変更

お客様からの契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様のご要望におこたえします。この場合、当社は旅行代金を変更することができます。また、変更に係る運送・宿泊機関等の取消料その他の変更費用および下記変更手続料金をお支払いいただけます。

【国内旅行】(消費税込み)

区分	変更手続料金
運送・宿泊機関等の予約変更	運送・宿泊機関等それぞれ 1手配につき 1, 100円

【海外旅行】(消費税込み)

区分	変更手続料金
ホテル・レンタカーの予約変更	1手配につき 2, 200円
鉄道・船舶・バス等交通機関の予約変更	1手配につき 3, 300円
現地観光その他サービスの予約変更	1手配につき 3, 300円
航空券の変更	1手配につき 5, 500円

※複数手配の場合も上記料金を申し受けます。

※入場券の変更はできません。

※航空券の変更は該当航空券をお求めいただいた箇所のみの対応となります。

8. 旅行契約の解除

(1) お客様は、次に定める料金を当社にお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。

イ. お客様がすでに提供を受けた旅行サービス等に係る旅行費用等。

ロ. お客様が未だ提供を受けていない旅行サービス等に係る取消料、違約料その他の旅行サービス提供機関等に支払わなければならない費用。

ハ. 旅行条件書(または見積書)に明示した旅行業務取扱料金および下記取消手続料金

【国内旅行】

区分	変更手続料金
運送・宿泊機関等の予約取消・払戻	運送・宿泊機関等それぞれ 1手配につき 1,100円

【海外旅行】

区分	取消手続料金
ホテル・レンタカーの予約取消・払戻	ご旅行費用総額の20%
鉄道・船舶・バス等交通機関の予約取消・払戻	1手配につき 1,100円
現地観光その他サービスの予約取消・払戻	1手配につき 1,100円
航空券の予約取消	1手配につき 5,500円
未使用航空券の精算手手続き	1名1件につき5,500円

※複数手配の場合も上記料金を申し受けます。

※入場券の予約取消・払戻はできません。

※航空券の予約取消は当該航空券をお求めいただいた箇所のみの対応となります。

(2) 当社は、次に掲げる場合において、旅行契約を解除することがあります。この場合、お客様が未だ提供を受けていない旅行サービス等に係る取消料、違約料その他で旅行サービス提供機関等に支払わなければならぬ費用ならびに旅行条件書（または見積書）に明示した旅行業務取扱料金および前号の取消手続料金をお支払いいただけます。

イ. お客様から当社所定の期日までに旅行代金をお支払いいただけない場合。

ロ. 通信契約を締結した場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効になる等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなつたとき。

(3) 当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となった場合、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用またはこれから支払わなければならぬ費用を除いた残金を払い戻します。

9. 団体・グループ契約

(1) 当社は、団体・グループの契約責任者から旅行申込みがあった場合、特約を結んだ場合を除き、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。

(2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(5) 当社は契約責任者から旅行申込みがあった場合、申込金を受理することなく旅行契約の締結を承諾することができます。この場合、旅行契約は当社が契約責任者にその旨を記載した書面を交付したときに成立します。

(6) 契約責任者から構成者の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様のご要望におこたえします。この場合、当社は旅行代金を変更することができます。また、変更に係る運送・宿泊機関等の取消料その他の変更費用をお支払いいただけます。

10. 当社の責任

(1) 当社は旅行契約の履行に当たって、当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があつたときに限ります。

(2) お荷物の損害については、損害発生の翌日から起算して国内旅行は14日以内、海外旅行は21日以内に当社に対して通知があつたときに限り、おひとり様15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます）として賠償いたします。

11. お客様の責任

お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、お客様に損害の賠償をしていただきます。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務、その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

12. 反社会的勢力の排除

(1) お客様は、当社に対して、自らが暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(2) お客様は、当社に対して、自らまたは第三者を利用して以下の行為を行わないことを確約するものとします。

イ. 暴力的な要求行為。

ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為。

ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を

毀損し、または当社の業務を妨害する行為。

木. その他、前各号に準ずる行為。

(3) 当社は、お客様が第12項第1号、第2号の確約に反し、または反していると合理的に疑われる場合、催告その他他らの手続きを要することなく、直ちにお客様との契約を解除することができます。なお、解除に起因した関連して、参加者に損害等が生じた場合であっても、当社は何ら責任を負いません。

13. 旅券・査証について

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効（必要残存月数など）かどうかの確認、旅券・査証取得は旅行の出発までにお客様の責任で行ってください。

14. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫所のホームページ <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。

15. 海外危険情報について

渡航先（国又は地域）によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、外務省の「外務省海外安全ホームページ」<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/> でもご確認ください。

16. 燃油サーチャージについて

(1) 燃油サーチャージは旅行代金に含まれておりません。搭乗日や利用航空会社等により必要となる場合がありますので、旅行代金と合わせて日本円でお支払いいただけます。

(2) 契約成立後に航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合はその不足分をお支払いいただけます。また減額された場合は払い戻します。

(3) 燃油サーチャージの徴収を理由に旅行契約を解除された場合は、所定の旅行取扱料金を申し受けます。

17. 個人情報の取り扱いについて

(1) 当社は、お客様からの電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段によるお申込みやお問合せ、ご旅行申込書、ご参加確認書、アンケート、物品販売における商品の購入申込書等への記入等によりご提供いただいた個人情報および、当社のサイト閲覧履歴、購買履歴並びに当社提供アプリ利用時の行動履歴などの個人情報を直接または間接に取得し、その一部を個人データとして保有し、当社および当社グループ企業、受託旅行業者（販売店）において、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関、土産品店等の提供するサービス手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。お申し込みいただいた際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

(2) その他、当社は

イ. 当社発行の旅行関連情報誌のお届け

ロ. 当社及び当社の提携する企業の商品やサービス等のご案内

ハ. ご旅行参加後のご意見やアンケートのお願い

ニ. 商品購入における、商品の申込受付・発送・支払いの請求

ホ. 統計資料の作成

ヘ. 個人情報でない個人に関する情報（Cookie等を通じて得られた購買履歴、位置情報、閲覧その他の行動履歴、端末の情報、ネットワーク情報（IPアドレス等）を含みます）を第三者より取得し、当社が保有している個人情報と突合のうえ、これらの閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析し、商品及びサービスの開発や改善・向上、また、趣味・嗜好・傾向に応じた商品及びサービスに関する広告、情報提供のため

ト. その他お客様にとって有用と思われる取引の円滑な遂行のため

にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。なお、その他の利用目的について、本取扱い以外に個別に公表又は通知することがあります。

(3) 当社は、外国委託先（旅行手配代行会社等）にお客様の個人情報を提供する場合、当該情報提供に先立って、当該外国委託先との間で、当該外国委託先がOECDプライバシーガイドライン8原則を遵守した個人情報保護についての適切な対応等を行なうことを契約条件としております。

(4) 当社は、当社が保有するお客様の個人情報のうち、住所、氏名、電話番号、生年月日、性別、商品購入履歴およびメールアドレスを商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や対応のために、当社グループ企業と共同利用させていただけます。

(5) 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針ならびにグループ企業名称については、当社ホームページ <https://www.club-t.com/ct/information/function/covenant/privacy/> をご参照ください。

●基準日

この旅行条件は、2023年6月26日現在を基準としております。